

平成26年6月26日

東京電力の拒否回答に対する弁護士声明

浪江町支援弁護士

代表 弁護士 日 置 雅 晴

事務局長 弁護士 濱 野 泰 嘉

東京電力の本和解案に対する回答は、一部受諾という形式をとっているものの、実質は、全面拒否回答に他ならない。このような回答内容は「新・総合特別事業計画」における「和解仲介案の尊重」の誓いに反するものであり、著しく不当である。

また、被害実態が反映された本和解案を拒否することは、申立人らの苦しみを理解しようせず、加害者としての責任を受け止めようとしないばかりか、申立人らが受けた深刻な被害をさらに増幅させるものである。

本和解案については、既に申立人らの99%以上が同意しており、その一部のみを受諾し、成立させることはできない。

当弁護士は、東京電力に対し、本和解案の拒否回答について抗議するとともに、本和解案を受諾するようあらためて強く要求する。

また、東京電力が本和解案を拒否することを許せば、被害者の不信を招き、原子力損害賠償紛争解決センターの紛争解決機能を損ない、ひいては存在意義を失わせることになることから、当弁護士は、センターに対し、本和解案を受諾するよう東京電力を説得するよう求める。

以 上